

別紙様式第六十四 (平12蔵令69・一部改正)

金銭の借入利息若しくは預金利息、証券に係る利子、配当金又は銀行手数料支払報告書

提出期限：内閣府の取付書の報告に関する省令  
 提出場所：財務省

財務大臣 殿  
 (日本銀行経由)

年 月 日

報告年月日： \_\_\_\_\_  
 報告者： \_\_\_\_\_  
 代表者の氏名 \_\_\_\_\_  
 所 在 地 \_\_\_\_\_  
 責任者(代表者)の氏名 \_\_\_\_\_  
 又は指 名 \_\_\_\_\_  
 担当者の氏名(電話番号) \_\_\_\_\_

(単位：千円)

国 名	金額の借入利息	預 金 利 息	配 当		債 務 利 子	銀 行 手 数 料
			子会社配当金	その他の配当金		
米 国	527	563	531	526	528	431
カ ナ ダ	302					
オーストラリア	601					
スウェーデン	215					
ペルー	208					
フランス	210					
ドイツ	213					
イタリア	220					
ルクセンブルク	209					
オランダ	207					
イギリス	205					
香港	108					
シンガポール	112					
各 国						
計						

【記入要領】 1 「責任者(代表者)又は署名」欄には、報告の提出について実施された者が記名(印)又は署名すること。  
 2 国別区分は、匯取引(支払の原因となつた取引をいう。)の相手方の所在国又は本拠によること。ただし、匯取引の相手方による区分が困難な場合には支払の相手国又は地域により区分して差し支えない。  
 3 「証券」欄には、債券(国債等)1年を超過するものを記入し、「配当」欄には、派当金(増配等)1年以内のものを記入すること。  
 4 米国の以外の特許については米ドルに換算の上、記入すること。当該不足する欄のみを記入し次欄として報告すること。  
 5 記入欄が不足する場合は、空白欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次欄として報告すること。  
 (日本) 案第69号(4)

付 表

金銭の貸付利息若しくは預金利息、証券に係る利子、配当金又は銀行手数料支払の受領報告書  
 ( 年 月中) 報告者の名称 \_\_\_\_\_

(単位：千米ドル)

国	名	金銭の貸付利息	預金利息	配当金		債券利子			収益分配金	銀行手数料						
				子会社配当金	その他の配当金	長期	短期	短期								
	23	25	527	563	531	6162	526	7374	528	8586	561	9798	599	109110	431	121
米		26	3738													
カ	国	304														
オーストラ		302														
ズ		601														
イ		215														
ベ		208														
ル		210														
ソ		213														
ト		220														
イ		209														
ル		207														
ク		205														
セ		108														
ン		112														
ガ																
ポー																
ール																
合	計															

(記入要領) 1 国別区分は、原取引(支払の受領の原因となった取引をいう。)の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の受領の直接の相手先の所在国又は地域により区分に差し替えない。

2 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。

3 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

4 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本工業規格 B 4)